

「池袋保健所移転の方針」のパブリックコメント実施結果について

- (1) 意見提出期間 平成 30 年 5 月 21 日 (月) ～平成 30 年 6 月 20 日 (水)
- (2) 意見提出者数 8 人
- (3) 意見受付方法 メール 7 件、FAX 1 件
- (4) 意見件数 22 件

■案に対するご意見と豊島区の考え方

※ここにご紹介するご意見について、実際にはプライバシーの関係からいただいた方の住所・氏名は掲載しません。

・パブリックコメントについて

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
1	このパブリックコメントと同時に保健所跡地売却のプロポーサルがホームページに掲載されたが、手順が拙速である。	1 件	保健所跡地の資産価値を最大限に高めて活用するためには、2020 年夏の東京オリンピック・パラリンピックの開催前の周辺まちづくりへ民間事業者の注目が高い時期に、跡地を売却することが必要と判断しています。すみやかな跡地活用を図るため、プロポーサルの事前告知を行いました。
2	既に区長が昨年の 3 定の段階で本件に触れており、仮移転について既定路線としてプロセスが進んでいる以上、パブリックコメントにかかるタイミングを考えて欲しかった。	1 件	本件においては、昨年の第 3 回区議会定例会において、区長の方針を表明し、その後、様々な課題を整理し、先日、計画をようやく具体化できに至りました。また、実際に移転が実施される時期（来年秋ごろ）よりも事前に実施することが必要であるとともに、区議会において位置変更条例が審議される時点でパブリックコメントの結果報告がなされていることが望ましい、との考え方から今回の時期にパブリックコメントの手続きを設定しています。

・駐輪スペースの確保について

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
3	本庁舎の駐輪場は入庫後出入りが厳しい状況であり、駐輪スタンドに乗せることも大変だと思われる。移転後は工夫が求められる。	1件	保健所仮移転先では来庁者用に 100 台分の駐輪場を設置しますが、そこには白線を引いて平置きに駐輪できるようにする予定です。 来庁者用駐輪スペースは幅約 50m程の敷地にゆったりと確保するよう検討しておりますので、ご安心ください。
4	仮移転先では乱雑に駐輪されないように整備して欲しい。	1件	仮移転先の駐輪場は白線を引き、施設管理人が整理業務にもあたる予定です。
5	仮移転まで待たず、近くの駐輪場を借り上げる等の対策で直ちに解決できないのか。	1件	現状池袋保健所周辺の駐輪場は、商業施設の附置義務により設置されている駐輪場のため借り上げはできず、区営の駐輪場も保健所から距離があり、お子様連れの利用者の利便性の面から対応は、難しい状況にあります。

・感染症対策や災害発生時の医療拠点としての機能について

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
6	新型インフルエンザや大規模災害発生時の医療拠点として、感染者の隔離や重症者の待機場所としての機能が必要になると思われる。そうしたことを想定した間取りや仕組みを作って欲しい。	1件	保健所施設を大規模災害発生時のトリアージや治療を行う医療拠点としては想定しておりません。 また、新型インフルエンザ発生時には、建物内を診療拠点として想定しておりませんが、情報発信拠点として整備していきます。 しかしながら季節型インフルエンザ等の感染症が発生した場合に、適切な対処ができるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会とも協議し、休日診療所やあぜりあ歯科診療所、あうる薬局の配置を検討して参ります。 更に、講堂や鬼子母神 plus を、診療所等と同一フロアに配置することで、災害発生時の拠点の一つとして機能するよう、整備を図って参ります。

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
7	大規模災害発生時の医療の拠点としての機能を持つのであれば、休日診療所のスペースを広くとって欲しい。新型インフルエンザ等の対策のために入口を2つ設け、感染症の患者を受け入れるためにも2つ以上の診察室、待合室も現在の倍以上を確保するべきだ。災害発生時に現状の休日診療所と同等のものでは、廊下部分に患者が溢れることになるので、考えて欲しい。	1件	<p>休日診療所のスペースは可能な限り拡張し、季節型インフルエンザ等の感染症対策のため、診察室も2つ確保する予定です。現状の休日診療所の課題を解消できるようレイアウト調整には慎重に取り組んで参ります。</p> <p>新型インフルエンザ発生時には、建物内を診療拠点として想定しておりませんが、情報発信拠点として整備して参ります。</p>
8	休日診療所は、利用者のことを考えれば、地の利の良い池袋駅周辺に残すべきではないか。	1件	東池袋分庁舎等、診療所のスペースが確保できないか検討しましたが、必要面積を確保できる場所がなく、この度の保健所と共に移転させる運びとなりました。

・アクセスについて

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
9	仮移転先は池袋駅からでは遠い。案内板等でアクセスを分かりやすくして欲しい。	1件	案内板等の設置により、ご利用いただく皆様に分かりやすく案内できるよう努めます。
10	本庁舎に近くなってもそれほど利便性は向上しない。現に区役所本庁舎は池袋西側や山手線北側の住民には不便である。移転は一度だけにして費用を節約し、小型バスを安い運賃で運行させる等の方が歓迎されるものと思われる。	1件	<p>利便性については、確かに池袋からは多少遠くなりますが、東池袋からは近くなり、アクセスの選択肢は増えます。</p> <p>また、本年4月より、渋谷駅と池袋駅を結ぶ都バス「池86」が1日30往復、サンシャインシティまで延伸し、地域公共バス「池07」は1日8往復、サンシャインシティの南側まで運行しています。</p>
11	池袋本町・上池袋・池袋方面からの仮移転先へのアクセスは、非常に不便なものになる。	1件	ご提案いただいた小型バス等の新たな交通手段については、平成31年度秋運行予定の電気バスのバス停も至近に設置予定です。

・移転について

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
12	<p>現在便利な場所にあるが、建物の修繕費用やハレザによる混雑で自転車の利用が難しくなるのであれば、移転も仕方がない。</p>	1 件	<p>修繕に必要な費用や保健所機能の拡充の必要性、ハレザ池袋のオープンによる混雑等を総合的に判断いたしました。</p>
13	<p>保健所跡地の売却を早く進めるために移転を急いでいるように思われる。 旧長崎保健所等の既存の建物を利用し、費用を節約するという考え方はなかったのか。税金の使い方に疑問が残る。</p>	1 件	<p>本件においては、昨年の第3回区議会定例会において、区長が方針を表明し、その後、様々な課題を整理し、先日、計画をようやく具体化できに至りました。</p> <p>また長崎健康相談所（旧長崎保健所）は現在建て替えを行っており、全国的に喫緊の課題となっている児童虐待に対応するため、児童相談所を併設する予定です。そのため、池袋保健所の必要面積を確保できるような既存の建物はない状況です。この度の仮移転によって、西の長崎健康相談所と共に、引き続き区民の健康増進・保健衛生を担って参ります。</p>
14	<p>現在の保健所の場所は、旧庁舎跡地開発に伴い、立地的に問題があることは認めるが、こうした事態が発生することは、開発を進めるにあたり事前に想定できたことではないか。</p>	1 件	<p>開発による影響は想定しておりましたが、移転の適地がみつからず、移転の計画を進めることができませんでした。</p> <p>しかしながら、今回、造幣局跡地市街地南地区の一部を、区と独立行政法人都市再生機構の間で、一定の条件のもとに無償で利用させていただける見通しになりました。</p> <p>これを受けて、今回、移転の実現に向け、手続きを進めることが可能になりました。</p> <p>今後、池袋保健所移転による機能拡充、現保健所跡地の有効活用のため、移転計画を進めて参ります。</p>

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
15	5～6年であれば小規模修繕で現保健所を維持し、本移転先へ直に移転すべきではないか。	1件	<p>空調機器等の設備機器が更新時期を迎えており、外壁補修や屋上防水なども更新時期にきています。</p> <p>従って、小規模な修繕のみで対応していくことは難しく、現在の建物を使い続けるためには、大規模改修が必要となって参ります。</p>
16	本移転に関しては賛成だが、一時的な仮移転のために多額の税金をかけることには反対である。本移転までの不便やハレザオープンに伴う混雑には区で対策を工夫すべきだ。	1件	<p>大規模改修後は、長期間にわたり使用し続けることが前提となり、保健所機能の拡充は難しくなります。</p> <p>また、ハレザ池袋が完成すれば、一層の混雑が見込まれ、来所者と来街者の接触・転倒事故などの危険性が増大することが予想され、区としては、事故等が懸念される場合、あらかじめ適切に対処することで、トラブルを未然に防ぐ義務があります。</p> <p>C地区への移転が、すぐには出来ない状況では、造幣局跡地への仮移転が最適であると判断したものであります。</p>
17	なぜ造幣局跡地への仮移転を「本移転」としないのか。C地区への移転で更に高額な費用がかかり、税金を乱雑に使っているのではないか。	1件	
18	移転候補地に挙げられているC地区は、場所としては適切と思われるが、新設される新保健所施設の内容・費用等については情報が無いので具体化後改めて区民の意見を聞いて欲しい。	1件	<p>C地区の再開発事業は、6月14日に都市計画決定しました。今後、組合設立認可、権利変換計画認可と進む予定です。</p> <p>新保健所施設の内容については、今後、保健所のあり方を検討してまいります。費用については、今後再開発事業の進捗に応じて算出される床価格と保健所施設の内容、規模等により決まってくるので、具体化した時点で区民の皆様にお示しする予定です。</p>

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
19	<p>本移転先の南池袋C地区での、延床面積は十分に確保できているのか。</p> <p>また、本移転先の工事が遅れた場合、無償で利用できるとしている仮移転先の借地期間の延長はできるのか。新たな契約料が発生する危険は無いのか？</p>	1件	<p>仮移転先の借地期間については、使用期間満了時点において、「真にやむを得ない事情により、仮移転先の借地延長が必要となった場合は、双方協議を行い合意した場合には更新が可能」という条件にて使用貸借契約を予定しております。</p> <p>なお、当該地の南側で検討している造幣局南地区まちづくりの進捗状況を踏まえて更新の協議をすることになりますが、公共目的で土地の使用を継続することになりますので、ご懸念の新たな契約料等が生じることはないと考えています。</p>
20	<p>本施設の売却を6年後に行う場合と直ちに実行する場合において、売却価格・条件に違いがあると判断しているのであれば、仮移転の必要性の検討のためにもその旨明示して欲しかった。</p>	1件	<p>移転後の跡地について、資産価値を最大限に高め活用するためには、東京オリンピック・パラリンピックを控え周辺地域に注目が高まっている現在が売却の好機と考えておりますが、仮移転を行う理由は跡地活用のためではなく、設備の更新時期を迎えて様々な支障が生じつつあることや機能の充実が喫緊の課題であると判断したためです。</p> <p>したがいまして、現在と6年後の売却価格や条件によって、仮移転を行うものではないことをご理解ください。</p>

・その他について

No	ご意見等の概要	件数	区の考え方
21	<p>仮移転先でも子どもを遊ばせられるスペースを作ってほしい。</p>	1件	<p>現保健所と同様、鬼子母神 plus にお子様が遊べるスペースを確保する予定です。</p>
22	<p>大阪の地震のこともあるので、行政施設には区民を災害から守る仕組みづくりをして欲しい。</p>	1件	<p>災害発生を想定し、災害時の拠点の一つとして整備していきます。また、備蓄倉庫や非常用発電装置等を設け、利用者保護の観点から、保健所内に滞在できるスペースを確保していきます。</p>